令和８年（フ）第４７号
福岡県みやま市高田町飯江46番地１　みやま市営住宅飯江団地42号
債務者　藤本　綾香
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第７９４号
仙台市若林区沖野６丁目６番５－406号
債務者　富澤真奈美
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８１２号
仙台市若林区大和町５丁目17番７－203号、従前の住所仙台市若林区若林５丁目10番11号南小泉ハイム203Ａ
債務者　永野　正和
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２２号
茨城県筑西市横塚253番地　レオパレスプロウグレス104
債務者　宇田川元治
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第４８２号
栃木県那須塩原市塩原621番地２　根本アパート201号
債務者　湯田　愛一
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３１号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目13番地２　グルニエＳ　101
債務者　葛西　彪雅
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１１号
神奈川県大和市下鶴間２丁目３番３号　アルカディア203号
債務者　保科矢妃路
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１７号
神奈川県鎌倉市笹目町５番10―106号
債務者　天野　梨香
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５０号
神奈川県茅ヶ崎市若松町14番14号　ＫＡＩＮＯＳ茅ヶ崎201
債務者　堂込健次郎
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５７２号
神奈川県大和市南林間６丁目22番26―501号
債務者　村上　夏海
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６７４号
横浜市保土ケ谷区花見台１番７―504号
債務者　大内ひな子
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５号
長野市大字稲葉2178番地６　ツタヤビル301号室
債務者　早野奈津美
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０３号
滋賀県湖南市菩提寺東四丁目３番６－２号
債務者　川崎軽便こと　川崎　博也
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４６号
大津市穴太二丁目７番19号
債務者　駒井あずさ
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８号
大津市真野五丁目25番７―502号
債務者　田中　由紀
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５０号
滋賀県湖南市三雲654　＠三雲Ｄ105、住民票上の住所千葉県東金市川場712番地５
債務者　深堀　大樹
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
滋賀県高島市今津町角川1161　救護施設角川ヴィラ、住民票上の住所三重県鈴鹿市竹野二丁目９番12号　グランシャリオＭ＆Ｊ302号
債務者　平岡　祐男
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部